

議案第14号

芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例（平成12年芽室町条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中「860円」を「760円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

公共施設使用料の見直しに伴い、芽室町ふれあい交流館の使用料を改正しようとするものであります。

芽室町ふれあい交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第7条関係） 芽室町ふれあい交流館使用料			別表（第7条関係） 芽室町ふれあい交流館使用料		
区分		基本使用料 （1時間につき）	区分		基本使用料 （1時間につき）
2階	大ホール（ステージ付）	円 760	2階	大ホール（ステージ付）	円 860
備考（1）～（3） 一略一			備考（1）～（3） 一略一		
附 則					
この条例は、平成24年4月1日から施行する。					